

小牧市告示第 18 号

市民窓口課専用市印、支所専用市印を次のように作成し、及び市民窓口課専用市長印、支所専用市長印を廃止したので告示する。

令和 8 年 1 月 27 日

小牧市長職務代理者 小牧市副市長 伊木 利彦

1 作成した公印

(1) 名称、印影及び用途

名 称	印 影	用途及び大きさ
市民窓口課専用市印		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方 5 ミリメートル)
支所専用市印 (味岡支所)		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方 5 ミリメートル)
支所専用市印 (篠岡支所)		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方 5 ミリメートル)
支所専用市印 (北里支所)		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方 5 ミリメートル)

(2) 使用開始年月日 令和 8 年 1 月 27 日

2 廃止した公印

(1) 名称、印影及び用途

名 称	印 影	用途及び大きさ
市民窓口課専用市長印		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方5ミリメートル)
支所専用市長印 (味岡支所)		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方5ミリメートル)
支所専用市長印 (篠岡支所)		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方5ミリメートル)
支所専用市長印 (北里支所)		個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用 (方5ミリメートル)

(2) 廃止年月日 令和8年1月27日